

日 時：令和6年10月16日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：小川委員長代理、大島委員、浅井委員、清水委員、加藤委員、梶田委員、
高村委員、小笠原委員、
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○佐々木総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。
本日は藤原委員長が御欠席でございます。

まず初めに、10月11日に第4回「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」が開催されましたけれども、検討会座長の清水委員にその内容について御報告いただきたいと思います。清水委員、よろしくお願いいたします。

○清水委員 ありがとうございます。

その前の第3回検討会では、時間の制約から、団体訴訟についての資料説明のみにとどまったことから、第4回目では、まず団体訴訟についての意見交換を行った上で、課徴金について更なる議論を行う予定としておりました。

そうしましたところ、冒頭にIT連より、前回の事務局資料で挙げた類型の中で、具体的な企業を想起させる記載について、当該企業への事実関係の確認の有無に関する質問や、必要に応じて資料訂正を行うことについての申入れがございました。当該申出につきましては、一旦座長、座長代理預かりといたしまして、事務局と相談しつつ対応を検討することとなりました。

その後、団体訴訟について、全国消費生活相談員協会からプレゼンの後、意見交換を実施いたしました。その過程で、事務局に対して想定事例等の情報提供が求められましたので、こちらについても対応を検討いたします。

最後に、課徴金について中川構成員からのプレゼン、事務局の前回資料に対する質問への回答の説明の後、意見交換を実施いたしました。中川構成員への質疑を中心に質疑応答を行いましたけれども、当初予定より30分程度延長したものの、時間の制約もあり、引き続き議論することとして会合を締めくくりました。

次回以降の検討会につきましては、事務局ともよく相談して進めてまいりたいと思います。

以上です。

○佐々木総務課長 ありがとうございました。

委員長代理に係る委員会決定の規定に基づき、小川委員長代理に以後の委員会会議の進行をよろしくお願いいたします。

○小川委員長代理 それでは、ただいまから第304回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は三つです。

議題1「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しについて」、事務局から説明をお願いします。

○芦田企画官 それでは、資料1-1に沿って御説明いたします。

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しについては、「1 これまでの経緯」にありますとおり、6月27日に「中間整理」を公表し意見募集を実施した後、本年9月4日に意見募集結果及び「今後の検討の進め方」を公表したところです。

今回の委員会では、この3年ごとの見直しの検討の充実に向けた視点として、事務局において考え方をまとめたものであり、こちらについて委員会で御議論をお願いしたいと考えているものでございます。

具体的には「2 今後の検討における視点」としてまとめております。

デジタル社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大している中であって、個人情報保護政策をめぐっては、かねてより様々な議論がなされてきました。「中間整理」は、そういった観点からの検討も基礎に置きつつ、令和2年改正法の附則に基づき、個人データ利活用における現状と課題、デジタル化の進展とそれに伴い高まったリスク、国際的な制度構築の状況、新個人情報保護法の施行やこれまでの執行実績等々を踏まえながら、できるだけ具体的な見直しの視点を提示したものです。

「中間整理」に示した具体的な検討事項に対しては、意見募集等において、個人、事業者、事業者団体等の様々な立場の方々から、その妥当性、優先順位、緊要性等に関し多くの意見が寄せられました。特にデジタル化・AIの急速な普及をはじめとした技術革新や今後の見通しも踏まえ、事業者団体等からは、具体的な検討事項に関する議論に際しては、まずは制度の基本的な在り方に立ち返った議論を行うべきであるとの意見も出されました。

こうした制度の基本的な在り方に関わる次元の論点はもとより、「中間整理」で示した検討事項の基礎を成すものですが、今般いただいた御意見も踏まえ、改めて幅広いステークホルダーとの間で再確認することにより、短期的には「中間整理」で示した検討事項に係る具体的な制度設計の在り方や優先順位、緊要性等についての結論を得るための共通の視座を得ることを目指すこととしたいと考えています。

併せて、中期的には施行後間もないことから、今般は本格的見直し対象に位置付けてこなかった国・地方の行政機関に関する制度を含めた一体的な見直しへつなげるための議論の土台としていきたいと考えています。

このような意味での短期的及び中期的な検討の基礎とするべく、有識者を含む幅広いステークホルダーからの意見を聴取し、整理することとし、この確認作業と並行し、また、この確認作業の成果を踏まえつつ、「中間整理」で示した具体的な検討事項に関する整理についても集中的に進めていくこととしたいと考えています。

今後の進め方については「3 基本的事項の議論の開始と視座の確認」に記載しております。

まず、これらの観点を踏まえ、「より包括的なテーマや個人情報保護政策全般」として、個人情報保護政策が踏まえるべき基本的事項について検討を深めていくこととします。

そのために、事務局においてヒアリング等を開始するとともに、「透明性のある形で関係の深いステークホルダーと継続的に議論する場を新たに設けることについて、具体的に検討に着手」し、本年中に委員会に状況を報告することとします。

この基本的事項の議論と並行し、また、その結果を踏まえつつ、「中間整理」を踏まえた検討についても進めることとします。

ここで言うヒアリング等において、こちらとして考えられるものの例は、参考4として、「1 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性」から、「6 個人データそのものの特徴に起因する考慮要因」に至るものを考えております。

今御説明した内容、3年ごと見直しの検討の今後のスケジュール等について、パワーポイントの形でまとめたものは、資料1-2にあるものとなりますので、併せて御参照いただければ幸いです。

今後、これらのプロセスにおいて、各ステークホルダーとの議論を継続し、検討を深めていきたいと考えております。

事務局からの説明は以上となります。

○小川委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見はございますでしょうか。

よろしいですか。

では、私の方から。

本資料は、昨年から当委員会で取り組んできた個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの中間整理に至るまでの基本的な課題やその考え方をまとめ、今後の検討の進め方を示したものであります。3年ごと見直しをするに当たっては、パブコメとともに多くのステークホルダーの方々から御意見を頂きましたが、3年ごとの見直しの基本的な課題や考え方について十分に理解を得られていない部分があり、この点に関しては当委員会として反省すべき点があると思います。

今後、消費者や事業者や行政等との透明性のある議論を深めることで、事業者を信頼して、消費者が提供する個人情報を、事業者が適正かつ効果的に活用できるルールの整備につなげることが大事だと思います。

私からは以上です。

ほかに何かございますでしょうか。

よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたし

ます。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

議題1は以上です。

次の議題に移ります。

議題2「日本私立学校振興・共済事業団（公的年金業務等に関する事務及び短期給付に関する事務）の全項目評価書（電子申請機能の導入等に伴う評価の再実施）について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 今般、日本私立学校振興・共済事業団から、「日本私立学校振興・共済事業団における公的年金業務等に関する事務」及び「日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務」の二つの全項目評価書が提出されました。特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

まず、評価書の概要を説明させていただきます。

冒頭申し上げましたとおり、今回は二つの事務の評価書が提出されておりますが、今般の事務の重要な変更に伴って、両方の評価書に影響する内容は同様であり、評価書の更新内容も同じであるため、説明につきましては資料2-1を用いることとし、資料2-3の説明は割愛させていただきます。

今回の評価の再実施の理由は2点でございます。

1点目としては、事務の効率化等のため、電子申請の導入に伴うものとなります。

変更内容としましては、10ページ目の「（別添1）事務の内容」における、「2. 学校法人等及び加入者の適用事務」のうち、資格取得報告書等を提出する手段としてe-Govが追加され、適用徴収システムのサブシステムとして、新たに申請受付審査システムが追加されています。

2点目としては、業務システム利用端末の仕様について、シンクライアント端末からSSD端末へ変更の上、更改することに伴い、事務のフロー自体に変更はありませんが、リスク対策の記載に一部変更が発生しております。

電子申請の導入に関しましては、業務フローの追加に伴い、特定個人情報の入手・使用、保管・消去に関し、新たなリスク対策が講じられることとなります。今回、評価書に追記される主なリスク対策の例については、外部からの不正アクセス等による漏えい等に対するリスク対策として、36ページ目の「技術的対策」の「具体的な対策の内容」の、「＜電子申請により受け付けた申請データについて＞」の1点目に、申請データが暗号化されること、同じく7点目に、e-Govのログイン方法として、多要素認証によってなりす

ましを防止すること、同じく8点目に、申請受付審査システムの開発・運用・保守を行う事業者は、ユーザーの権限管理により特定個人情報にアクセスできないことなどが記載されております。

また、業務システム利用端末の更改については、特定個人情報の保管・消去に関し、リスク対策の変更があります。

今回、評価書に追記される主なリスク対策の例については、不正アクセス等による漏えい等に対するリスク対策として、36ページ目の「技術的対策」の「具体的な対策の内容」の上から2点目で、端末のドライブの暗号化及びデータ持ち出し不可の制御を実施することなどが記載されています。

評価書の概要説明としては以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料2-2及び資料2-4に基づき、事務局による精査結果の概要を説明させていただきます。なお、提出された評価書は二つであるため、審査表も二つ作成しています。今回の事務の変更に伴い、両方の事務に影響する内容は同様であり、審査表の更新内容も同じであるため、説明につきましては資料2-2を用いることとし、資料2-4の説明は割愛させていただきます。

まず、1ページから3ページまでの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から、4ページから10ページまでの「特定個人情報ファイル」では、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査しており、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、11ページを御覧ください。

「主な考慮事項（細目）」の74番では、電子申請の利用に当たってのリスク対策について具体的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、12ページ上段の「総評」を御覧ください。

総評として3点記載しており、いずれも特段の問題は認められないものとしております。最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。

審査記載事項の案としまして5点記載しております。

(1)及び(2)として、リスク対策等について評価書に記載されているとおりに確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、リスクを相当程度変動させ得る事態が発生した場合などに、特定個人情報保護評価を適切に実施する体制を有効に機能させることが重要であること、(4)として、業務フローの変更に伴う新規のリスク対策が確実に実行されるように、研修や説明会等を通じた職員等への意識付けを行うとともに、評価書に記載されるリスク対策が遺漏なく実施されているかを適切に確認することが重要であること、(5)として、事務フローの変更や新たなリスク

対策が生じることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要としては以上となります。

なお、本日の委員会で御承認いただければ、日本私立学校振興・共済事業団に対して、承認された旨及び審査記載事項を評価書に記載するべき旨を通知いたします。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、全て委員会のホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○小川委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見はございますでしょうか。

清水委員、お願いします。

○清水委員 ありがとうございます。

承認するという原案には賛成させていただきます。その上で1点意見を申し述べます。

変更点は二つあったかと思うのですが、後者に関係することです。

今般、業務システム利用端末の更改に伴って、ローカルディスクへのデータの保存が可能になるなど一部仕様の変更されることから、ドライブの暗号化及びデータの持ち出し不可の制御などのリスク対策が追加されていることを理解いたしました。

更改した業務システム利用端末につきましては、職員だけでなく、同様の業務に従事する委託先事業者の従事者も使用すると聞いております。この点、日本私立学校振興・共済事業団におかれましては、委託先事業者の従事者についても、運用ルールに係る意識付けを図るとともに、その操作方法、注意点等について事前に入念な教育・研修等がされるよう、委託先事業者に対して必要かつ適切な監督を行っていただきたいと考えます。

以上です。

○小川委員長代理 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思います、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。

本議題の資料、議事録、議事概要を公表してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方は退席をお願いいたします。

(監督関係者以外退室)

○小川委員長代理 議題3「監視・監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について非公表)

本日の議題は以上です。

本日の会議は閉会といたします。お疲れさまでした。